

平成 24 年 1 月 16 日

各 位

丸 和 商 事 株 式 会 社
代表取締役 藤 澤 勝

再生計画認可決定のお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、弊社の民事再生手続きにつきましては、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社の民事再生手続きにおいて、弊社が提出いたしました再生計画案は本日、東京地方裁判所において開催された債権者集会にて、以下のとおり債権者様の多数のご賛同を賜り、同日、東京地方裁判所より再生計画認可決定を受けましたので、お知らせいたします。

〔投票の結果〕

- ・投票者総数 39,040 名
- ・賛成の投票者数 33,176 名
- ・総議決権額に占める賛成の議決権額の割合 75.7%

これもひとえに債権者の皆様をはじめとする関係者の皆様のご理解とご協力の賜物であると深く感謝申し上げます。

再生計画認可決定につきましては、裁判所の職権により官報をもって公告され、官報掲載の翌日から 2 週間の経過によりまして再生計画認可決定は確定することとなります。官報公告までに約 2 週間の期間が必要となりますことから、再生計画認可決定は平成 24 年 2 月中旬に確定する見込みです。再生計画認可決定が確定した場合には、改めてホームページ上でその旨ご案内させていただきます。

弊社といたしましては、再生計画認可決定が確定した暁には、速やかに債権者の皆様に対する弁済その他の手続きを進めて参ります。再生計画に基づく弁済は、平成 24 年 4 月中旬の予定であります。多数の皆様が対象になるため、弁済の事務手続きには時間を要する場合がございます。

債権者の皆様への弁済事務を円滑に行うため、予め、弁済金をお受取りになる金融機関の口座を指定して頂く「弁済金受領口座指定書」を順次ご送付いたしますので、早期にご返送を頂きますようお願い申し上げます。

関係者の皆様におかれましては、引き続き、ご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

謹白

〔ご参考〕

弁済率	債権額の 1000 万円までの部分につき 1.65%
	債権額の 1000 万円を超える部分につき 1.32%
弁済期	一括弁済で、再生計画認可決定確定日から 2 か月を経過する日まで

平成23年（再）第24号 再生手続開始申立事件

決 定

静岡県掛川市駅前1番地の9
再生債務者 丸和商事株式会社

主 文

本件再生計画を認可する。

理 由

決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。

平成24年1月16日

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 鹿子木 康

裁判官 住友隆行

裁判官 片山 健

これは正本である。

前同日同庁

裁判所書記官 西林崇之